

在宅による援助を行っている経過で、被虐待児を含む家庭が他の自治体に転出した場合は、連携を図りながら対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所（市町村が主担当で対応していたケースは市町村）にケースを移管し、これまでの対応状況など必要な情報を提供する。一旦落ち着いているように見える家庭も、家庭環境の大きな変化自体が家族にとって新たなストレスとなることが多いことや、転入先では孤立を生じやすい等、転居によりリスクが高まる可能性があるという認識を持つことが必要である。

また、転出先が不明のまま支援が途切れたようなケースに関しては、全国の児童相談所間でそうしたケースの情報を共有するための、情報連絡システム（CA情報）が確立されている。転出先の居住地を管轄する児童相談所がCA情報連絡票により情報を把握した場合は、転出元児童相談所に対し速やかに情報を確認する。

居所不明児童、居住実態が把握できない家庭については、市町村は要保護児童対策地域協議会を活用して、情報を収集・共有し、子どもの状況把握に努める。市町村の各部門が連携して居所不明児童の状況を把握できるよう、業務の流れについて部門間で協議しておくことが望ましい。なお実態が判明しない場合には、個別支援会議等で子ども虐待のおそれについて協議し、居住していた地域を管轄する児童相談所や所管警察署への相談についても検討する。相談を受けた児童相談所では、CA情報を活用する等、情報収集のための手段を講じる。

行方不明者発見活動に関する規則

第6条 行方不明者が行方不明となった時におけるその住所又は居所を管轄する警察署長は、次に掲げる者から行方不明者に係る届出（以下「行方不明者届」という。）を受理するものとする。

1～3（略）

4 福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員その他の行方不明者の福祉に関する事務に従事する者
(略)

第7条 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から次に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の行方不明者発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めるものとする。

- 1 行方不明者の氏名、住所、年齢、性別、身体の特徴その他の行方不明者の特定に必要な事項
- 2 行方不明者が行方不明となった日時、場所及びその状況
- 3 行方不明となった原因、動機その他の特異行方不明者に該当するかどうかの判定に必要な事項
- 4 行方不明者の発見時の措置に関する届出人の意思
- 5 届出人の連絡先
- 6 前各号に掲げるもののほか、行方不明者発見活動に必要な事項

児相

児童相談所間の引継ぎ(1)

- ① 住民票の異動がなくても、ケースを扱っている児童相談所(あるいは調査依頼を受けた転出先を管轄する児童相談所)が調査により転出先での居住実態を確認できた場合で、転出先でも援助や指導を必要と判断する時(調査中で援助方針が決定していない場合、児童福祉司指導中、継続指導中の場合)は、転出先を管轄する児童相談所にケース移管する。
- ② 児童相談所で継続調査、継続指導又は児童福祉司指導を行っていたものは原則、移管とする。移管の期限は遅くとも転居を確認してから1か月以内とする。危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。
- ③ 移管の際には、緊急度及びリスクアセスメントの結果を移管先に確実に伝達する。引継ぎが完了するまでは継続指導、児童福祉司指導の解除はしない。また、移管元児童相談所からの引継ぎケースについて、移管元の援助指針を少なくとも1ヶ月は継続することに留意する。
- ④ 転出前の児童相談所が有する危機感を直に伝えるため、必要に応じ、転居前後の児童相談所職員の同行家庭訪問、個別支援会議出席などにより、転出先においてもスムーズかつ確実に援助や指導が開始されるよう、引継ぎ方法を援助方針会議で検討する。その際は転出先児童相談所と事前協議を行う。
- ⑤ 一定の改善が認められるケースでも、転居による家庭状況の変化により虐待の再発が懸念される場合は、情報提供を行う。また、転居により虐待は解消されたと判断できるが家庭状況が流動的となる可能性がある場合など、転出先児童相談所で転居前の情報を把握していたほうが良いと考えられるケースについても、転出先児童相談所に情報提供を行う。
- ⑥ 施設入所中の児童の保護者が、他自治体に転居した場合の児童の一時帰宅に伴う調査等の依頼は、同行訪問依頼などと同様に(児童相談所運営指針第3章第2節の4管轄の(8)による指導の依頼を指す)、転出先児童相談所へ援助依頼する。家庭引取を決定する場合は、転出先児童相談所の意見を聞いた上で判断する。家庭引取になった場合は、転出先児童相談所へ適切なケース移管を行う。
- ⑦ ケース移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条の通告として扱う。情報提供の場合も、緊急受理会議により、通告として扱うかどうかを組織として判断する。

※(同一児童相談所管内)市町村間の引継ぎ

管内市町村間で転居があった場合、児童相談所は、必要に応じ、転居前後の市町村及び、児童福祉司(転居前、転居後)等が出席する、引継ぎのための個別支援会議を開催することが望ましい。

児相

児童相談所間の引継ぎ(2)

令和元年8月の全国児童相談所協議会において、「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」が合意された。その中で特に留意が必要な事項を、下記に掲げる。

①一時帰宅と一時滞在

一時帰宅（施設入所中等のケースが、管轄区域外へ転居した保護者宅へ一時的な外泊をする場合）、一時滞在（里帰り出産や帰省などにより、児童相談所の管轄区域外の親戚・知人宅等に一定期間滞在する場合）についても、連携して対応する。

②「情報提供」の定義

「情報提供」とは、虐待ケース（主訴は虐待でなくとも、背景に虐待があったケースを含む。）について、児童相談所が援助を実施したことにより、状況の改善が図られ終結したあるいは終結予定であるが、当該ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引継ぎを行うことである。

③通告の受理及び安全確認

移管先の児童相談所は、移管の電話連絡・事前協議を「通告」と捉え、直ちに緊急受理会議を開催し、新規受理する。通告を受理した移管先児童相談所が安全確認を実施するが、移管元児童相談所が安全確認を実施した方が適当な場合はその限りでない。

④一時保護、法的対応等

引継完了前に、一時保護や出頭要求、立入調査、臨検捜索等が必要になった場合は、原則移管先の児童相談所が移管元の児童相談所と共同で対応する。ただし、移管元及び移管先の児童相談所が協議した結果、移管元の児童相談所が対応した方が適当と判断した場合は、移管先の児童相談所と共同し、移管元の児童相談所が対応する。

市町村 市町村間の引継ぎ

①対象…各市町村の要保護児童対策地域協議会で把握している児童及び特定妊婦

※危機意識の共有が重要なケースの場合には、必要に応じて児童相談所も同席の上で対面による引継ぎを行うなどの工夫をする。

※児童相談所と連携して支援しているケースでは、児童相談所間・市町村間双方で情報提供(引継ぎ)をすることを原則とする。

※原則として支援を継続中のケースが対象となるが、転居に際して虐待発生を危惧する事情を把握した場合は、必要に応じて児童福祉法に基づく通告等を行う。

②引継ぎの流れ

移管の手順	<p>ア (原則として転居前に行う)転出元市町村から転出先市町村へ電話での事前連絡→転出先市町村では、連絡を受けた時点でケースファイルを起こす。</p> <p>イ 転出元市町村から転出先市町村へ情報提供書(様式 20[☞]書式編P40)と経過わかる資料を送付。個人情報のため、取扱いには留意する。→転出元市町村は、文書を送付し転居を確認したらケースを終了する。</p> <p>ウ 転出先市町村は必要に応じ、転居前後の関係者による引継ぎのための会議や職員の派遣による情報提供・収集、転居前後の関係機関と保護者を交えての支援体制の確認等の対応を、転出元市町村に依頼する。また、転出元市町村で進行管理があつた場合には、移管先市町村で少なくとも 1 か月程度は同じ取扱をし、支援の継続性を持たせる。</p>
-------	--

※上記の手順により難い場合

・母子保健部門のみで関わっている等、要保護児童対策地域協議会の進行管理外のケース

・すでに終結済みだが、転居に伴い虐待のおそれが生じる可能性のあるケース

・各市町村の個人情報保護条例に照らして情報提供が難しい場合

等において、転出先市町村への情報提供が必要な場合は、次の手順で情報提供を行う。

□転出元市町村から転出先市町村に、虐待の危惧があるケースが転出した旨を伝える。

□転出先市町村は組織として判断した上で、転出元市町村に当該児童等の氏名、生年月日等を確認し、情報提供依頼書(様式 21[☞]書式編P43)を送付。

□以降は上のア～ウに同じ。

ケース移管がないまま、支援が必要と思われる家庭が転入してきた事実を把握した場合は、できるだけ速やかに転出元市町村と連絡をとり、必要に応じケース移管を受ける。

自治体間での情報提供が守秘義務と個人情報保護に係る規程に反するかどうかに関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において、「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、同法第 13 条の 4 において、地方公共団体の機関は他の市町村長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に関する児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されている。児童虐待防止のための自治体間の情報提供は法令に基づく行為であり、守秘義務違反とならない。

参考 市町村・児童相談所の管轄の決定基準

- ① 原則…子どもの保護者の居住地(居住地主義)

※居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所のことであり、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

- ② 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等…子どもの現在地

- ③ 警察からの通告・送致等…子どもの現在地

※②、③を受け付けた市町村・児童相談所は、受付後、子どもの状況や家庭環境等について調査を行い、関係市町村等への移管の適否や移管の方法等について決定する。

- ④ 子どもと保護者の居住地が異なる場合…子どもの福祉及び児童家庭相談窓口の利用の利便等の事情を考慮し、関係市町村等と協議の上、ケースを管轄する市町村等を決定する。

- ⑤ 電話による相談…当該相談を受け付けた市町村等 ※必要に応じ管轄市町村等を紹介する。

「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」「児童相談所運営指針」より

参考

平成20年3月14日

千葉県児童相談所長協議会

管外からのケース移管に伴う具体的手続き

児童虐待ケース移管の授受は、全国児童相談所長会で取り決めた「被虐待児童の転居及び一時帰宅に伴うケース移管及び情報提供等に関する申し合わせ」(19全児相第7号平成19年7月12日)により行なうこととする。

移管元の児童相談所が、警察からの身柄付通告等により受理し緊急にケース移管するような場合、ケース移管を受けた児童相談所は、一定期間関わった事例の場合とは異なった留意が必要であり、具体的手続きは以下のとおりとする。

- 1 電話などでケース移管を受けたら「子ども虐待相談・通告受付票」に従って必要事項を聴き取った上、緊急受理会議を開催して「緊急度アセスメント」を用いて緊急度ランクをつけるとともに調査方針及び対応を決定する。緊急会議で検討・決定したことは「子ども相談・通告受付票」に必ず記録する。☞本編P42(I相談・通告・送致の受理)*
- 2 緊急会議開催前後に定型的な作業として住基などの基本情報をとり、(転居間もない事例の場合は旧住所地の情報を含めて)相談歴・保育所入所の有無・健診受診状況などを把握する。☞本編P55(IV(初期調査))*
- 3 警察からの身柄付通告で一時保護した場合、緊急会議等で決定された必要事項を情報収集し、その上で会議等で図り安全と判断されるまでは家庭引取りは行なわない。なお、判断する際の基本として、「リスクアセスメントシート」を活用しながら、保護者・親族からの情報はもとより、子ども本人からの情報や状態を十分に把握することが不可欠である。特に幼児の場合は言葉での表現が不十分であるので、行動観察をより丁寧に行う。☞本編P97(第4章Ⅲ安全確保のための一時保護)*
- 4 緊急のケース移管は両児童相談所間で電話でのやり取りで始まるため情報の誤謬が生じやすい。それを避ける為に以下の点に配慮する。
 - ① 電話で聴き取ったことを要約し、その内容で間違いないか相手先児童相談所に確認する。
 - ② 相手先児童相談所で得た情報と当該児童相談所が得た情報に食い違いや矛盾がある場合は、当初関わった病院・警察などの機関に直接問い合わせるなどして正確な情報収集に努める。